

1. 児童相談所の沿革

昭和 47 年 4 月	札幌市児童相談所の発足 札幌市の政令指定都市への移行に伴い、児童福祉法第 15 条により児童相談所の設置が義務づけられ、札幌市児童相談所設置条例によって開設した（A 級）。同時に一時保護所も併設、1 所 3 係で発足。（位置－白石区本郷通 3 丁目南）
昭和 49 年 4 月	一時保護係を設置、1 所 4 係となる。
昭和 50 年 7 月	相談二係を設置、1 所 5 係となる。
昭和 54 年 9 月	旧西保健所を増改修し、札幌市肢体不自由児母子訓練センター開所（中央区北 7 条西 25 丁目）。
昭和 62 年 4 月	受理措置事務 OA 化（パソコン導入）。
昭和 62 年 10 月	夜間指導体制の充実を図る（嘱託 2 名から 3 名へ増員）。
昭和 63 年 5 月	一時保護所の勤務体制・変更（労基法第 8 条 13 号指定）。 夜間も、一時保護所員が交替で指導用務にあたる体制となる。
平成 2 年 4 月	2 課制に移行、2 課 5 係となる。 児童福祉支援システム稼働開始（オフコン導入）。
平成 4 年 4 月 1 日	札幌市肢体不自由児母子訓練センターは、新センター建設のため仮施設へ移転（中央区南 9 条西 14 丁目）。
平成 5 年 11 月 29 日	札幌市児童福祉総合センターの開設により機構改革。 肢体不自由児母子訓練センターから発達医療センターへ名称変更。 札幌市中央区北 7 条西 26 丁目に新築移転。 障害福祉部所管のみかほ整肢園・ひまわり整肢園・かしわ学園は児童福祉総合センター児童育成課所管となる。
平成 6 年 4 月 1 日	精神薄弱児通園施設はるにれ学園が開設。
平成 7 年 6 月 1 日	児童育成課に施設指導係を設置、3 課 12 係となる。
平成 9 年 4 月 1 日	児童育成課の施設指導係を廃止し、相談判定課に発達相談係を設置、3 課 12 係となる。

I 児童相談所の概要

- 平成 10 年 4 月 1 日 発達相談係、主査（療育）を相談判定課から児童育成課に所属替えするとともに主査（療育）を療育指導係に、児童育成課を児童療育課に改称した。また、一時保護係を児童育成課から相談判定課に所属替えするとともに発達医療センターを児童療育課所管とした。なお、機構改革に伴い、青少年女性部所管の少年育成センターが児童福祉総合センターの所管となった。
- 平成 12 年 4 月 1 日 機構改革により、少年育成センターが児童家庭部の所管となった。
- 平成 14 年 4 月 1 日 機構改革により、児童福祉総合センターは児童家庭部に属することになった。
また、児童虐待対応担当課長及び児童虐待対応担当係長を設置するとともに、相談担当係長を廃止し、相談三係（係長）を設置した。
- 平成 15 年 4 月 1 日 発達相談係が児童療育課から相談判定課に所属替えとなる。
また、児童相談所担当部長及び発達支援担当課長、児童虐待相談担当係長を設置した。
- 平成 16 年 4 月 1 日 機構改革により、児童家庭部が子ども未来局として独立し、児童福祉総合センターは単独の部となった。
- 平成 17 年 4 月 1 日 医務担当課長を設置するとともに、児童虐待相談担当係長を増設した。
- 平成 18 年 4 月 1 日 児童虐待相談担当係長（保健師）を配置した。
- 平成 19 年 4 月 1 日 発達相談係を組替え、相談四係を設置した。
- 平成 20 年 4 月 1 日 児童虐待相談担当係長を増設した。
- 平成 21 年 4 月 1 日 児童虐待相談担当係長を増設した。
- 平成 21 年 12 月 25 日 一時保護所児童の定員を 30 人から 36 人に増員した。
- 平成 22 年 4 月 1 日 児童療育課に企画担当係（係長）を設置した。また、医務担当課長を廃止した。
相談判定課「児童虐待対応担当/児童虐待相談担当」を名称変更した。
(緊急対応担当・調整担当・調査担当)
- 平成 23 年 4 月 1 日 各区保健福祉部健康・子ども課に「家庭児童相談室」を設置した。

I 児童相談所の概要

- 平成 26 年 4 月 1 日 相談判定課を相談判定一課に名称変更し、新たに相談判定二課を設置。また、緊急対応担当課長を廃止し地域連携担当課長を設置した。
- 平成 26 年 4 月 28 日 かしわ学園及びひまわり整肢園が児童心療センター内に移転した。
- 平成 27 年 4 月 1 日 機構改革により、はるにれ学園、かしわ学園、みかほ整肢園、ひまわり整肢園、発達医療センターを保健福祉局に移管した。
また、部の名称を児童福祉総合センターから児童相談所に変更し、児童福祉総合センター所長を児童相談所長とし、児童相談所担当部長を廃止した。あわせて、地域連携課を新設し、児童療育課を廃止した。また、一時保護係、地域連携担当を相談判定一課から地域連携課に移管した。
- 平成 27 年 7 月 児童福祉総合センターの老朽化及び一時保護所の定員増員のための改修工事を開始する。
改修工事の開始に伴い、一時保護所を仮施設（定員 30 人）に移転した。
- 平成 28 年 4 月 一時保護所の改修工事が完了し、定員を 36 人から 50 人に増員して児童福祉総合センターでの一時保護業務を再開した。あわせて、一時保護係を一時保護一係（男子棟を担当）に名称変更し、新たに一時保護二係（女子・幼児棟を担当）を設置した。
また、各区保健福祉部健康・子ども課の家庭児童相談室では、主査（相談・支援）を家庭児童相談担当係長とし、新たに配置した一般職と家庭児童相談員（非常勤職員）の 3 名体制となった。
- 平成 29 年 4 月 相談判定一課に相談三係を設置した。
また、保健福祉局子ども発達支援総合センターと兼務で医務担当部長 3 名と医務担当課長 1 名を配置した。
- 平成 30 年 4 月 相談判定二課に相談三係を設置した。
- 平成 31 年 4 月 相談判定一課に相談四係を設置した。
- 令和元年 10 月 地域連携課に緊急対応担当課を新設し、緊急対応担当部長と緊急対応担当課長を設置した。あわせて、相談判定一課と相談判定二課の調査担当係を緊急対応担当課に移管した。
- 令和 2 年 4 月 児童相談所担当局長を新設し、児童相談所長事務取扱とした。また、医事担当部長を新設した。さらに、相談判定一課に里親担当係を新設した。
各区保健福祉部健康・子ども課の家庭児童相談室では、中央、北、東、白石、豊平及び西区で担当職員 1 名をそれぞれ増員し、各区 3 ~ 4 名体制

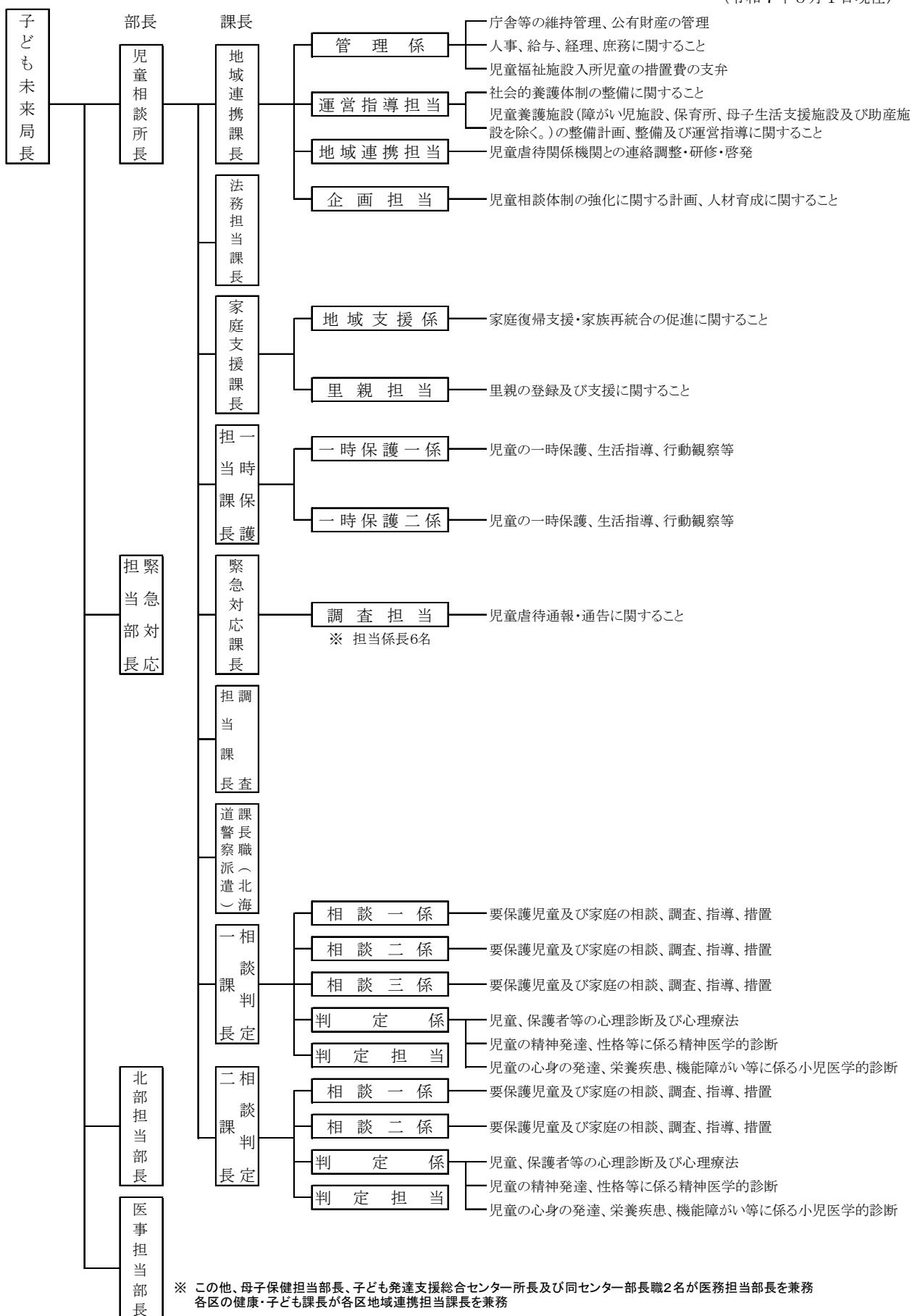
I 児童相談所の概要

とした。また、家庭児童相談システムの稼働を開始した。

令和3年4月	施設入所児童等の家庭復帰を促進するため、家庭支援課を新設し、地域連携課の療育指導係、一時保護一・二係及び相談判定一課の里親担当係を移管するとともに、地域支援係及び仮設一時保護所の開設に向けて一時保護三係を新設した。また、法務担当課長を新設した（着任は7月1日付）。各保健福祉部健康・子ども課の家庭児童相談室では、東、白石、西区で担当職員を1名増員した。
令和3年7月	子育てデータ管理プラットフォームの運用を開始した。
令和3年11月	仮設一時保護所（小学生が入所する棟で、一時保護三係が担当）を開設し、定員を50名から70名に増員した。
令和4年4月	各区保健福祉部健康・子ども課の家庭児童相談室では、中央、北、豊平区で担当職員を1名増員するとともに、全区に家庭児童相談員（会計年度任用職員）を1名ずつ増員した。また、各区健康・子ども課に子ども家庭総合支援拠点としての機能を位置付けた。
令和5年4月	2か所目の児童相談所の開設準備業務のため地域連携課に第二児童相談所担当課長及び第二児童相談所担当係長を新設した。また、一時保護所を専任で統括するため家庭支援課に一時保護担当課長を新設した。
令和6年4月	（仮称）第二児童相談所（現札幌市東部児童相談所）の開設に向け、第二児童相談所担当部長、相談判定三課長を新設した。また、北海道警察と課長職の相互派遣による調査担当課長を新設した。また、各区健康・子ども課にこども家庭センターの機能を位置付けるとともに、中央、北、東区健康・子ども課におやこ支援担当係長を配置。
令和7年4月	児童福祉総合センター内に白石・厚別・豊平・清田区を管轄する札幌市東部児童相談所を設置し、一施設二所体制での運用を開始するとともに、札幌市児童相談所に北区及び東区を所管する北部担当部長を新設した。また、白石、豊平、西区健康・子ども課におやこ支援担当係長を配置。
令和7年9月	札幌市東部児童相談所を札幌市白石区本郷通3丁目北に移転、開設し、二施設体制での運用を開始した。一時保護所の定員を児童相談所50名・東部児童相談所36名の合計86名に増員した（令和3年11月に開設した仮設一時保護所を閉鎖）。

2. 機構及び事務分担

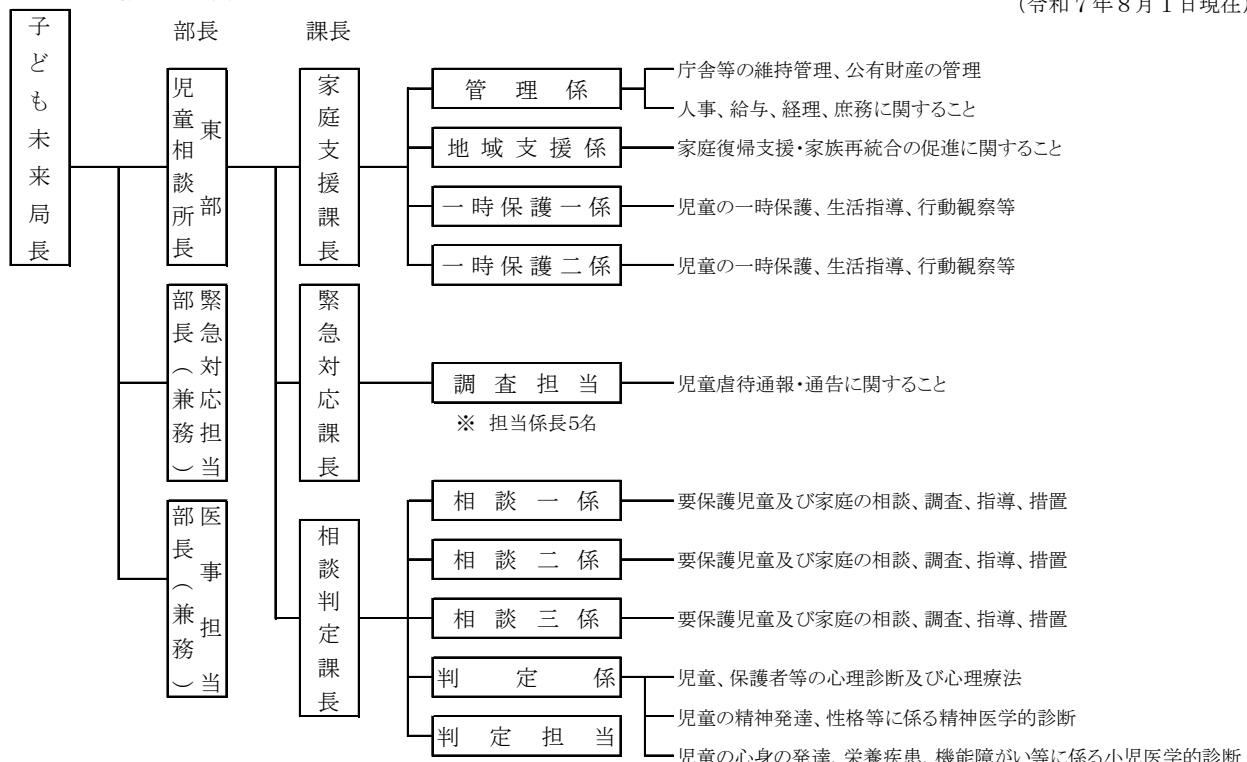
(令和7年8月1日現在)



* この他、母子保健担当部長、子ども発達支援総合センター所長及び同センター部長職2名が医務担当部長を兼務
各区の健康・子ども課長が各区地域連携担当課長を兼務

I 児童相談所の概要

(令和7年8月1日現在)



3. 児童相談所職員体制

(令和7年8月1日現在)

課	係名	区分	合計	事務吏員			技術吏員						その他の員										
				計	局長職	課長職	計	部長職	課長職	係長職	セラピスト	保健師	保育士	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	栄養士	看護師	准看護師	医師	幼稚園教諭	計	調理員
地域連携課	管理係	定数	11	9	2	1	1	5	1								1					1	1
		現員	11	7		1	2	4	3	2							1					1	1
		増減	0	-2	-2	0	1	-1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運営指導担当	定数	1	1			1		0													0	
		現員	1	1			1		0													0	
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域連携担当	定数	1	1			1		0													0	
		現員	1	1			1		0													0	
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課	企画担当	定数	1	1			1		0													0	
		現員	1	1			1		0													0	
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	定数	14	12	2	1	4	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
		現員	14	10	0	1	5	4	3	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
		増減	0	-2	-2	0	1	-1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務担当課	法務担当	定数	1	1			1		0													0	
		現員	1	1			1		0													0	
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	定数	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		現員	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭支援課	地域支援係	定数	12	12		1	1	10	0													0	
		現員	12	12		1	1	10	0													0	
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	里親担当	定数	1	1			1		0													0	
		現員	1	1			1		0													0	
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	定数	13	13	0	1	2	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		現員	13	13	0	1	2	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時保護担当課	一時保護一係	定数	12	12		1	1	10	0													0	
		現員	12	10		1	1	8	2													0	
		増減	0	-2	0	0	0	-2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一時保護二係	定数	16	1			1		15													0	
		現員	16	6			1	5	10													0	
		増減	0	5	0	0	0	5	-5	0	0	0	0	-5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	定数	28	13	0	1	2	10	15	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		現員	28	16	0	1	2	13	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		増減	0	3	0	0	0	3	-3	0	0	0	0	-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0

I 児童相談所の概要

緊急対応課	調査担当	定数	14	14	1	1	3	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		現員	19	17	1	2	5	9	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		増減	5	3	0	1	2	0	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	定数	14	14	1	1	3	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
相談判定課	相談一係	定数	9	9			1	1	7	0												0		
		現員	9	9			1	1	7	0												0		
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	相談二係	定数	7	7				1	6	0												0		
		現員	7	7				1	6	0											0			
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	相談三係	定数	6	6				1	5	0												0		
		現員	6	6				1	5	0											0			
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	判定係	定数	12	12				1	11	0												0		
		現員	12	11				1	10	1				1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		増減	0	-1	0	0	0	-1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
相談判定課	判定担当係	定数	1	1				1		0												0		
		現員	1	1				1		0											0			
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	定数	35	35	0	1	5	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		現員	35	34	0	1	5	28	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		増減	0	-1	0	0	0	-1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	相談二係	定数	8	8			1	1	6	0												0		
		現員	8	8	1	0	1	6	0												0			
		増減	0	0	1	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	判定係	定数	7	7				1	6	0											0			
		現員	7	7				1	6	0											0			
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	判定担当係	定数	11	11				1	10	0											0			
		現員	11	11				1	10	0											0			
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	定数	1	1				1		0											0			
		現員	1	1				1		0											0			
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
部合計	相談一係	定数	132	115	3	7	20	85	16	0	0	0	0	0	15	0	0	0	1	0	0	0	1	0
		現員	137	118	2	7	23	86	18	2	0	1	1	1	12	0	0	0	1	0	0	0	1	0
		増減	5	3	-1	0	3	1	2	2	0	1	1	1	-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	定数	27	27	0	1	4	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	現員	27	27	1	0	4	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	増減	0	0	1	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 会計年度任用職員は職員の合計には含まない。

I 児童相談所の概要

(令和7年8月1日現在)

課	係名	区分	合計	事務吏員				技術吏員										その他								
				計	局長職	課長職	係長職	事務職	計	部長職	課長職	係長職	セラピスト	保健師	保育士	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	栄養士	看護師	准看護師	医師	幼稚園教諭	計	調理員	運転手
東部家庭支援課	管理係	定数	7	6	2	1	1	2	1									1					0			
		現員	7	6	1	1	1	3	1									1					0			
		増減	0	0	-1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	地域支援係	定数	4	4			1	3	0														0			
		現員	4	4			1	3	0														0			
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	一時保護係	定数	10	8			1	7	2								2						0			
		現員	10	7			1	6	3								3						0			
		増減	0	-1	0	0	0	-1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	一時保護二係	定数	16	2			1	1	14							14							0			
		現員	16	6			6	10					1			9							0			
		増減	0	4	0	0	-1	5	-4	0	0	1	0	0	-5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	定数	37	20	2	1	4	13	17	0	0	0	0	0	16	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
		現員	37	23	1	1	3	18	14	0	0	1	0	0	12	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
		増減	0	3	-1	0	-1	5	-3	0	0	1	0	0	-4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
東部緊急対応課	調査担当	定数	10	10		1	3	6	0														0			
		現員	12	9		4	5	3		1	1			1									0			
		増減	2	-1	0	-1	1	-1	3	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	定数	10	10	0	1	3	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		現員	12	9	0	0	4	5	3	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		増減	2	-1	0	-1	1	-1	3	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
東部相談判定課	相談一係	定数	7	7		1	1	5	0														0			
		現員	7	7		1	1	5	0														0			
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	相談二係	定数	5	5		1	4	0															0			
		現員	5	5		1	4	0															0			
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	相談三係	定数	5	5		1	4	0															0			
		現員	5	5		1	4	0															0			
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	判定係	定数	12	12		1	11	0															0			
		現員	12	12		1	11	0															0			
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	判定担当係	定数	1	1		1		0															0			
		現員	1	1		1		0															0			
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	定数	30	30	0	1	5	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		現員	30	30	0	1	5	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
東部合計	定数	77	60	2	3	12	43	17	0	0	0	0	0	0	16	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	現員	79	62	1	2	12	47	17	0	1	2	0	1	12	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
	増減	2	2	-1	-1	0	4	0	0	1	2	0	1	-4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
二部合計	定数	209	175	5	10	32	128	33	0	0	0	0	0	0	31	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	1
	現員	216	180	3	9	35	133	35	2	1	3	1	2	24	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	1	
	増減	7	5	-2	-1	3	5	2	2	1	3	1	2	-7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※ 会計年度任用職員は職員の合計には含まない。

I 児童相談所の概要

【参考】会計年度任用職員の内訳(現員)

《札幌市児童相談所》

- 地域連携課 管理係…事務員 4、調理員 5、子ども安心ホットライン相談員 10
運営指導担当係…事務員 1
- 家庭支援課 地域支援係…事務員 1、里親対応専門員 3
- 一時保護担当課 一時保護一係…昼間児童生活指導員 4、夜間児童生活指導員 3、学習指導員 1、
心理療法担当職員 1、看護師 1
一時保護二係…昼間児童生活指導員 5、夜間児童生活指導員 9、学習指導員 3、
心理療法担当職員 2、看護師 1
- 緊急対応担当課 調査担当係…事務員 1、児童虐待対応支援員 2、休日夜間児童虐待対応支援員 8
- 相談判定一課 相談一係…児童虐待対応支援員 1
判定係…児童心理司 3
- 相談判定二課 相談一係…児童虐待対応支援員 1
判定係…児童心理司 2

《東部児童相談所》

- 家庭支援課 管理係…事務員 2、調理員 4
一時保護一係…昼間児童生活指導員 2、夜間児童生活指導員 3、学習指導員 3、
心理療法担当職員 2
一時保護二係…昼間児童生活指導員 2、夜間児童生活指導員 3、学習指導員 1
- 相談判定課 相談一係…児童虐待対応支援員 1
判定係…児童心理司 2

4. 児童相談所所管施設概要

(1) 札幌市児童福祉総合センター

所在地 〒060-0007 札幌市中央区北7条西26丁目1番1号

電話 (011) 622-8620 (地域連携課)

(011) 622-8630 (相談判定一課、二課)

(011) 622-8645 (緊急対応課)

(011) 622-8619 (家庭支援課、一時保護担当課)

FAX (011) 622-8701 (全課共通)

敷地面積／3, 633. 49m²

建築構造／鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

地上4階 地下2階 塔屋1階

建築面積／2, 328. 96m²

延床面積／6, 260. 72m²

児童相談所 ······ 2, 250. 52m²

発達医療センター ······ 651. 71m²

はるにれ学園 ······ 551. 21m²

その他共有等 ······ 2, 807. 28m²

着工日／平成4年8月3日

竣工日／平成5年10月25日

開設日／平成5年11月29日

(2) 札幌市東部児童相談所

所在地 〒003-0025 札幌市白石区本郷通3丁目北

電話 (011) 863-6290

FAX (011) 862-3933 (全課共通)

敷地面積／2, 674. 10m²

建築構造／RC(鉄筋コンクリート)造

地上4階

建築面積／1, 162. 88m²

延床面積／3, 963. 33m²

着工日／令和5年10月2日

竣工日／令和7年7月11日

開設日／令和7年9月22日